

産前産後期間相当分（最大4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 出産予定/出産の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月/出産月の前月から出産予定月/出産月の翌々月までの期間**（以下「産前産後期間」といいます。）に相当する分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠の方				出産予定月		
多胎妊娠の方				出産予定月		

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。**産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。**

※多胎妊娠の場合は、出産予定月/出産月の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

矢板市総務部税務課 市民税担当 TEL 0287-43-1115